平成２６年（フ）第２７２号
奈良県橿原市石川町335番地の10、前住所奈良県橿原市東坊城町240番地の２
債務者　中村　章恵
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
奈良県橿原市中曽司町223番地の26、前住所大阪市港区築港１丁目７番８―805号
債務者　西川　数磨
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第３５３号
埼玉県熊谷市箱田７丁目９番２号
債務者　中村　靖夫
1　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１０８号
三重県志摩市阿児町神明1141番地３　うらじろ団地Ｄ―103号
債務者　堤　　春雄
1　決定年月日時　平成27年１月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２６年（フ）第９４号
山形県米沢市大字川井4894番地の39
債務者　佐藤　雅樹
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第１２２５号
埼玉県鴻巣市上谷687番地１　特別養護老人ホーム翔裕園
債務者　岡崎　愛子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２２６号
さいたま市岩槻区城町１丁目４番59号　ルークハイツＡ101
債務者　瀧澤サツコ
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２７９号
埼玉県蕨市南町４丁目６番12号　メゾン・ドメスチック102号
債務者　鍋澤　　修（旧姓矢作）
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２８２号
埼玉県上尾市大字領家67番地９
債務者　小川理一郎
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４４号
埼玉県八潮市中央３丁目12番地13　Ｍ―Ａｒｋ203
債務者　杉山　進一
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３４９号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木3152番地３　コーポ小島北Ｂ―３号
債務者　酒井　美花
1　決定年月日時　平成27年１月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３７１号
静岡県沼津市本郷町３番１号　アジュール本郷101号
債務者　原田　　武
1　決定年月日時　平成27年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第７３２号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地１　408号棟201号室
債務者　大園　ユキ
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８１５号
名古屋市西区江向町１丁目78番地　江和荘206号
債務者　田代　惠子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１９４５号
名古屋市北区喜惣治２丁目200番地　喜惣治荘Ｔ17棟405号
債務者　井口久美子
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０４９号
名古屋市瑞穂区大喜町４―11　三和園305号、住民票上の住所名古屋市北区西味鋺５丁目107番地
債務者　江角　光雄
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０３４号
大阪市東淀川区淡路４丁目６番49―203号
債務者　宮川　広大
1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部